

## 往診診療者等に関する届出事項一覧（獣医療法第7条第1項により第3条の規定が適用、施行規則第1条、施行細則第2条）

業務開始時に届出。以後、変更が生じた場合は10日以内の届出が必要（遅れた場合は届出時に理由書を添付）

	届出事項	変更時の手続き		留意事項	変更届出の添付書類
		変更届出	廃止・新規		
1	<b>往診診療者等の氏名及び住所</b> (法人の場合は、当該法人名称及び主たる事務所の所在地)	留意事項参照		往診診療者等の人格が変更（個人↔法人、親→子、法人合併等）：新規届出 氏名の変更：変更届出 住所の変更：旧住所廃止届出・新規届出（往診診療者は住所を診療施設とみなすため） ※法人の場合、開設者＝法人であるため、代表者の変更は届出不要	なし
	<b>開設者が獣医師である場合にあってはその旨</b>			開設者が獣医師個人の場合に必要（法人の場合は不要）	なし
2	<b>開始年月日</b>	/	/	※休止（再開）、廃止する場合は届出が必要	/
3	<b>診療施設の構造設備の概要</b>	○		消毒設備、調剤設備の変更：変更届出 ※往診診療者等の住所（主たる事務所の所在地）を診療施設とみなす 構造設備基準に該当するもの（消毒設備、調剤設備）がある場合は届出が必要	調剤設備：平面図
4	<b>管理者の氏名及び住所</b>	○		獣医療法施行規則第4条に基づき、 ① 覚醒剤原料（覚醒剤取締法第2条第5項） ② 麻薬及び向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法第2条第1・6号） ③ エックス線装置 を所有・借受する場合、それらの管理者となる獣医師個人の氏名及び住所の届出が必要	氏名変更の場合： 獣医師免許証の写し
5	<b>診療の業務を行う獣医師の氏名</b>	○		人物又は氏名が変更になった場合：変更届出 ※管理者やエックス線診療従事者が変更になった場合、併せてそれらの届出も必要	獣医師免許証の写し
6	<b>診療の業務の種類</b>	○		産業動物、小動物、その他（野生動物等）のうち、診療の対象とするものを届出	なし
7	<b>定款</b> （開設者が法人である場合）	○		※施行規則に基づき、登記事項証明書ではなく、定款の提出が必要	定款の写し
8	<b>診療用エックス線発生装置</b> （携帯用エックス線撮影装置等）	○		定格管電圧（波高値）が10kV以上、かつ、有するエネルギーが1 MeV未満のもの	別紙1
	① 装置の製作者名、型式及び台数			導入、更新、廃止：変更届出	
	② エックス線高電圧発生装置の定格出力				
	③ 装置の放射線障害の防止に関する予防措置の概要				
④ エックス線診療に従事する獣医師の氏名及び エックス線診療経歴	診療従事者、装置管理者が変更になった場合は、併せてそれらの届出も必要				
9	<b>診療規定及び診療費徴収規定</b> その他これらに類する定め	○		定めている場合は届出が必要	当該規定